1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

- 2. 第一面関係
 - ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者に ついてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属 していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者に ついて棟別に必要な事項を記入して添えてください。
 - ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、申請区域 が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる 場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地 が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都 市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入し てください。
- 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、申請区域が 防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、そ れぞれの地域又は区域について記入してください。
- 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街 区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる 場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、申請区域が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて 記入してください。
- 7欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準 法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又 は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に 関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは 区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異 なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入し てください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内 の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、 「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち 前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた 申請区域の面積を記入してください。
- 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した申請区域の面積に対応する申請区 域の部分について、それぞれ記入してください。 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築 基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定 が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき 定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合に おける当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 申請区域内の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の 限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入して ください。
- □ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築 基準法第53条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基づ き定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- 8欄から13欄までは、申請区域内の敷地ごとに記入してください。
- 8欄は、申請区域内の建築物ごとに通し番号を付し、9欄の敷地面積に対応する建築物の 番号を記入してください。9欄の敷地面積に対応する建築物が複数ある場合は、該当する番 号を全て記入してください。
- ④ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例 により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉 ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部 分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下 又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「へ」 に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付ける

ものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

- ⑤ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の 床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に 供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老 人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部 分の床面積を除いた面積とします。
- (6) 11欄の「「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ① 12欄は、9欄の敷地面積に対応する用途地域を記入してください。ただし、建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。
- ® 15欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ① 15欄の「ロ」は、申請区域内における建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率 を用いてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、申請区域内の建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、7欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、第二面の8欄に記入した建築物ごとの通し番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合においては、準耐火時間(主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。
- ⑥ 5欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準 法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げ る基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてくだ さい。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建 築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、 4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄は、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてくだ

さい。

® 9欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。